



調整給付金の通知を対象者に送付しています

■定額減税補足給付金（調整給付金）について

定額減税補足給付金（調整給付金）とは、国が決定した令和5年の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、令和6年6月以降に行われる定額減税において、減税しきれないと見込まれる方に対して、定額減税しきれない控除不足額を調整の上給付金として支給するものです。

■対象者

令和6年度九戸村個人村県民税が課税されている方のうち、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額または令和6年度個人住民税所得割額を上回る方（納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方を除く）

（注）「令和6年分推計所得税額」は、現時点で入手可能な令和5年所得等を基にした推計額を記載しており、令和6年分所得税額が判明した際に給付金額に不足が生じた場合は、当該不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

■手続き方法

対象者へ支給に関する案内等を8月9日（金）に送付しています。手続き方法は通知の内容によって異なりますので、下記のとおり手続きをしてください。

①「九戸村定額減税補足給付金（調整給付金）」支給のお知らせが届いた方

この通知が届いた方は、手続きが不要です。

マイナンバーに公金受取口座が登録されているため、書類返送等の申請手続きをせずに給付金を受け取ることができます。

（注）振込口座を変更する場合または給付金の受給を辞退する場合には、8月30日（金）までに、問い合わせ先までご連絡ください。

②「九戸村定額減税補足給付金（調整給付金）」支給確認書が届いた方

この通知が届いた方は、手続きが必要です。右記枠内の手順に従って手続きしてください。

- (1)同封された「支給確認書【提出用】」（別紙1/3・2/3）の太枠内に必要事項を記入する。
- (2)確認書類のコピーと振込先口座確認書類のコピーを本人確認書類等貼付用紙（別紙3/3）にのり付けする。
- (3)提出期限までに(1)と(2)の書類を提出する。

■申請先および申請期限

○申請先

【郵送する場合】※切手を貼ってください

〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内10-11-6
税務住民課税務徴収係あて

【持参する場合】

- ・九戸村役場税務住民課（庁舎2階）
- ・九戸村老人福祉センター（戸田支所）
- ・九戸村江刺家ふるさとセンター（江刺家支所）

○申請期限 令和6年10月31日（木）【当日消印有効】

（注）申請期限を過ぎた場合は、支給できませんので、お早めに申請ください。内容に不備があった場合も、期限までに修正が必要です。

■問い合わせ

村税務住民課税務徴収係

☎0195-43-3367（直通）

※詳しくは村ホームページ

（右QR）をご確認ください。



いわて県北クリーン(株)事業報告会（環境報告会）のご案内

2009年4月より営業を開始し、当施設は地域の皆様のご理解とご協力により、おかげさまで16年目の年度となっております。

つきましては下記のとおり、施設の運営状況などの報告会を開催しますので、どうぞお気軽にお越しください。

■日時 8月28日（水）13時30分～15時30分

■場所 いわて県北クリーン(株) 会議室

■内容 事業状況報告、環境活動報告、意見交換、施設見学等

■対象者 地域住民、関係企業・団体等

■問い合わせ いわて県北クリーン(株) ☎0195-42-4085

九戸村キングオブチキン感謝祭 新規協賛店舗募集！

村の交流・情報発信を図るための催事として「九戸村キングオブチキン感謝祭」を開催するにあたり、継続・新規協賛店舗の募集をいたしますので積極的なご参加・ご協力をお願い申し上げます。

■開催時期

村産業芸術文化まつりとの同日開催を予定しています。

■開催内容

・村内協賛店舗で5,000円以上のお買い上げでオブチキグッズが貰えるレシートラリー実施。

・産業まつりに出店している協賛店舗でのお買い物も対象となります。

※ポスターチラシは、9月中旬完成予定です。本年、ポスターチラシの配達が行わずに商工会窓口にての配付となりますので、各自商工会よりお受け取りください。また、期間中は「オブチキン感謝祭のぼり旗」設置のご協力をお願いいたします。

■参加申込み

・前年度参加店舗様で継続参加ご希望の場合は、連絡は不要です。

・今年度新規参加申込みの場合または前年度参加店舗で今年度辞退希望の場合は下記連絡先までご連絡ください。

・新規申込締切は8月30日（金）までとさせていただきます。（辞退の場合も同様）

■参加条件

・チキンの料理メニューやお土産などを提供いただく店舗はもちろん、必ずしもチキンに関連した商品やサービスがなくても協賛いただけます。

■問い合わせ 九戸村商工会 Tel:42-2230(担当:嶋田)

8月は「電気使用安全月間」です

夏は肌の露出が多くなり汗もかくことから、電気が流れやすくなります。また、暑さにより注意力が散漫になりがちのため、感電事故が多くなる傾向にあります。

そこで、経済産業省では、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、関係団体の協力のもと電気に関する安全運動を展開し、広く電気事故防止を呼び掛けています。電気安全に心掛けましょう。

■問い合わせ 東北電気保安協会二戸事業所

☎ 0195-25-4194

建築物防火週間について

令和6年8月30日（金）から9月5日（木）まで、建築物防火週間を実施します。

この週間は地震、火災、がけ崩れ等各種災害による人命及び建築物の被害を防止し、安心して生活ができる空間を確保するため、県民に対し建築物に関する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令の周知徹底を図ることにより、建築物の防災対策を推進することを目的としています。

県では、万が一災害が発生した場合、著しい被害の発生するおそれのある、特に防災上の配慮が強く求められるような建築物を中心に、地元市町村や消防などと共同で防災査察を実施して、安全管理の状況をチェックし、必要に応じた指導を行う予定です。（新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合があります。）

なお、この週間中、下記の場所において防災相談所（土日祝祭日除く）を設置し、建築に関する地震対策のほか、火災やがけ、ブロック塀の安全確保など、建築物の防災に関する住民の皆様のご相談にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

■防災相談所の設置場所

県北広域振興局土木部二戸土木センター

☎ 0195-23-9209

10月は「全国労働衛生週間」です

厚生労働省は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に全国労働衛生週間を実施します。

今年も令和6年度全国労働衛生週間実施要綱に基づき、「推してます みんな笑顔の 健康職場」をスローガンとして、期間中には各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に難する講習会・見学会の開催など、全国一斉に積極的な活動を行います。

■期間 令和6年10月1日～10月7日

■準備期間 令和6年9月1日～9月30日

■問い合わせ 労働基準局安全衛生部労働衛生課

☎ 03-3502-6755（直通）



■発行元：岩手県九戸村 〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6 編集：IJU 戦略室交流発信係

Tel: 0195-43-3272（直通） Fax: 0195-41-1005 E-Mail: kunohe@vill.kunohe.iwate.jp